



新津商工会議所

No.294-1 2010年12月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

新潟県信用保証協会「景気対応緊急保証制度」

利用にあたっては、新潟市長が交付する認定書（5号要件）が必要となります。
 保証限度額：2億8千万円（既存の経営安定関連保証の残高を含み、一般保証とは別枠です。）
 信用保証料：年0.8%以内（無担保無保証人保証の場合は、年0.6%）
 保証期間：最長10年以内（据置期間2年以内を含む）
 保証人：原則として法人代表者以外、保証人は必要ありません
 保証割合：100%

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーネット貸付	4,800万円	運転設備	8年以内 15年以内	1.75%～ 設備資金に関しては、融資実行後2年 間金利を0.5%引き下げとなります
教育資金貸付	1学生あたり 300万円	教育資金	15年以内	2.45%
経営改善貸付	1,500万円	運設	7年以内 10年以内	1.95%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00～)
 1月18日(火)・2月1日(火)
 日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00～)
 1月11日(火)・2月8日(火)
 相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

新潟市緊急経済対策（金融支援）

市では、緊急経済対策の一環として、年末、年度末の資金需要に応えるため、また、借り換えの資金繰り円滑化のために、制度融資の改正を行います。

（現行）		→ 拡充	（改正後）	
融資額	補助割合		補助割合	
300万円以内	100%		100%	
300万円超～1,000万円以内	50%		75%	

- 中小企業資金繰り円滑化借換融資の利用制限の撤廃
1 企業一回限りの制限の撤廃
- 1及び2の取扱期間
平成22年12月1日～平成23年3月31日融資実行分

新潟市制度融資の貸付利率が改定されます！

厳しい経済状況が続く中、中小企業者の資金繰りを支援するため、一部制度の貸付利率が下記のとおり改定されます。

1. 改定内容

制度名	貸付利率（年利）	
	改定前	改定後
一般融資（信用保証付）	2.20%	2.05%
同（信用保証なし）	2.70%	2.55%
夏期・年末資金（信用保証付）	1.90%	1.75%
同（信用保証なし）	2.40%	2.25%
商店街等活性化対策資金（信用保証付）	2.00%	1.90%
同（信用保証なし）	2.50%	2.40%
無担保無保証人融資	2.20%	2.05%
中小企業開業資金	2.40%	2.25%
人材確保・時短促進援助資金（信用保証付）	2.05%	1.90%
同（信用保証なし）	2.55%	2.40%

- 適用日：平成23年1月1日（新規融資実行分から適用）
市報にいがたへの掲載は12月26日号または1月2日号を予定されています

年末調整個別相談会

～ 給料・賞与を支払っている個人事業主の方へ～

日 時：1月5日(水)・6日(木) 9:00～12:00/13:00～16:00
 会 場：新津商工会議所 3F
 対 象：新津地域で個人事業を営む方
 持参する物： 年末調整の書類一式（税務署より郵送）
 平成22年分所得税源泉徴収簿（ご記入の上、お持ちください）
 生命保険料・地震保険料・国民年金の所得控除証明書
 国民健康保険料払込金額の確認
 控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
 税理士関与の方はご遠慮ください。



「お役立ち冊子」差し上げます！

商工会議所では、会員の皆様のお役に立つような最新の冊子を配布しております。ご希望の方に差し上げますので、ご連絡下さい！

縮小マーケットのなかで売上げを伸ばす
中小小売店に必要な販売術

"ここを押さえない"
自社の財務数字

～こんな場合のQ&A～
社会保険・労働保険の早わかり





新津商工会議所

No.294-2 2010年12月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

参加費
無料

【米村浩次の"花の世界"】
「今後の"花き"産業のあり方」

～地域ブランド形成による地域活性化に向けて！～

近年、地域資源を活用した様々な取組みによる地域活性化の動きが注目を集めています。そこで今回は、花き生産者の栽培技術・品質向上とともに、市場流通などの当面の諸問題を含め、花き振興を図ることを目的にセミナーを開催いたします。皆様多数のご参加をお待ちいたします。

日時：1月22日(土) 15:00～17:00 (終了後、懇親会がございます)

会場：割烹 一楽

定員：50名(定員になり次第締め切ります)

講師：米村花きコンサルタント事務所 代表 米村浩次 先生

参加費：無料

申込み：当所まで電話かFAXでお申し込み下さい。

主催：新津商工会議所 JAPANブランド事業委員会

売上UPのためのマーケティングとは

ゼロからのマーケティング

日時：1月25日(火) 18:30～20:00

会場：ビッグ・クリストフィールド・クラブ 内加チャスタジオ(秋葉区草水町3 TEL:22-2222)

講師：新潟IPC財団プロジェクトマネージャー 百合岡雅博 氏

定員：30名(定員になり次第、締め切ります。)

受講料：無料

お申込：新津商工会議所青年部 (TEL:22-0121)

主催：新津商工会議所青年部・(財)新潟インターストリアルプロモーションセンター

"超"低リスク戦略で成功する経営法

～明日から使えるノウハウを大公開！～

不況でも低リスクで売上を伸ばし、利益を高めるための"具体的戦略"から"具体的販売促進"まで事例を交えて解説します！

日時：2月8日(火) 14:30～16:30

会場：一楽 (新津本町2)

講師：㈱ライズウィル 井澤岳志 氏(飲食店コンサルタント)

受講料：会員：無料 非会員：3,000円

主催・お申込み：新津商工会議所 TEL:22-0121

共催：にいつ食の陣実行委員会
新津商工会議所商業部会・諸業部会

飲食店に
おすすめ

新春賀詞交歓会参加者募集

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

日時：1月7日(金)

会場：新森ホール

記念講演：15:00～16:00

講師：事業創造大学院大学 准教授 丸山一芳様

テーマ：「サムスンに学ぶグローバルリーダー育成」

パーティー：16:10～17:30

参加費：講演会聴講は無料

パーティー参加費は5,000円(立食パーティー方式)

申し込み：当所まで(TEL:22-0121)



インフォメーション発刊

および2011年度カレンダー配布のご案内



会員向け情報誌「インフォメーション」Vol.24の発刊とともに2011年度のカレンダーを配布しております。当所職員全員が知恵を出し合い、事業所の皆様のためになる情報を提供したいとの考えに基づき作っております。配布されましたらぜひご一読下さい。

お済みですか？消費税の届出！

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

・課税事業者とは？

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方が該当します。

平成21年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、

平成23年分の消費税の課税事業者になります。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成23年分から簡易課税制度を適用して申請する方は、平成22年12月31日(金)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注1) 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

(注2) 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。